

森林整備加速化・林業再生基金事業の継続を求める意見書

豊かな森林は、雨を蓄えて川をなし、災害から人々の暮らしを守るとともに、木材などの林産物を生み出し、さらには、地球温暖化を防止するなど、私たちは豊かな森林からもたらされる数々の恵みを受けながら、幾世代にわたって森の文化や木の文化を育み、社会経済を発展させてきた。

しかしながら、林業の衰退や森林所有者の高齢化の進行など、社会経済情勢の大きな変化の中で、森林の放置や荒廃が進み、さらには、無秩序な開発により、大きな災害を引き起こすのではないかと危惧している。

このため、本県では「徳島県豊かな森林を守る条例」を平成25年12月に制定し、森林の適切な管理と利用を図り、みどり豊かな森林を次世代に引き継ぐ、新たな取組に着手したところである。

また、本県の豊富な森林資源を背景に、「森林整備加速化・林業再生基金事業」を活用し、平成23年度から10年間で、県産材の生産・消費量の倍増を目指す「次世代林業プロジェクト」を推進しており、森林境界の明確化、搬出間伐の実施、木材流通加工施設の拡充、木造公共施設等の整備による県産材の利用拡大など、川上から川下に至る各種施策を展開している。

こうした中、同事業は平成26年度をもって終了する予定であり、終了すれば、森林・林業に関する施策が減速し、林業の成長産業化に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、森林の適正な管理と資源の循環利用による林業の成長産業化を実現するため、「森林整備加速化・林業再生基金事業」の継続と、安定的な財源を確保するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月10日

徳島県議会議長 森 田 正 博